

平成二十年十月三十一日受領
答弁第一五八号

内閣衆質一七〇第一五八号

平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ビザなし交流についてのロシア外務省の提案等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ビザなし交流についてのロシア外務省の提案等に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の者の御指摘の発言にあるような手続については、これまでにロシア連邦政府から外務省に対して求められておらず、外務省として御指摘の発言についてコメントする立場にはない。

なお、四島交流の枠組みによる北方四島への訪問（以下「訪問」という。）については、千九百九十一年十月十四日付けの日本国及びソ連邦の外務大臣間の往復書簡（以下「往復書簡」という。）に従い、いずれの一方の側の法的立場をも害するものとみなしてはならないとの前提の下に、旅券・査証なしで行われることとなっており、往復書簡に従った手続以外の手続で訪問を行うことは想定されていない。